

平成26年第2回熊野町議会定例会

会議録（第2号）

1. 招集年月日 平成26年6月11日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 平成26年6月12日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（13名）

|            |           |
|------------|-----------|
| 1番 沖田 ゆかり  | 2番 片川 学   |
| 3番 時光 良造   | 4番 民法 正則  |
| 5番 荒瀧 穂積   | 6番 大瀬戸 宏樹 |
| 7番 藤本 哲智   | 9番 山吹 富邦  |
| 10番 山野 千佳子 | 12番 中原 裕侑 |
| 13番 尺田 公造  | 14番 佛圓 大源 |
| 16番 馬上 勝登  |           |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員（2名）

| | |
|------------|-----------|
| 11番 久保隅 逸郎 | 15番 南田 秀夫 |
|------------|-----------|

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|       |       |
|-------|-------|
| 町 長   | 三村 裕史 |
| 副町長   | 立花 隆藏 |
| 教育長   | 林 保   |
| 総務部長  | 内田 充  |
| 民生部長  | 清代 政文 |
| 建設部長  | 森本 昌義 |
| 教育部長  | 藤森 孝弘 |
| 総務部参事 | 石井 節夫 |
| 総務部次長 | 岩田 秀次 |
| 民生部次長 | 光本 一也 |

|        |      |
|--------|------|
| 建設部次長  | 民法勝司 |
| 教育部次長  | 三村伸一 |
| 企画財政課長 | 宗條勲  |
| 商工観光課長 | 時光良弘 |
| 税務課長   | 貞永治夫 |
| 福祉課長   | 加島朋代 |
| 住民課長   | 西村隆雄 |
| 健康課長   | 隼田雅治 |
| 生活環境課長 | 中井雅晴 |
| 都市整備課長 | 曾根和典 |
| 開発指導課長 | 林武史  |
| 上下水道課長 | 沖田浩  |
| 生涯学習課長 | 中村憲治 |
| 会計課長   | 光本琴音 |

~~~~~○~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|---------|-------|
| 議会事務局長 | 立花一郎 |
| 議会事務局書記 | 小川征一郎 |

~~~~~○~~~~~

8. 議事日程(第2号)

- 日程第 1 報告第 4 号 繰越明許費繰越計算書(一般会計)について
- 日程第 2 報告第 5 号 一般財団法人筆の里振興事業団の経営状況について
- 日程第 3 議案第 20 号 専決処分した熊野町税条例及び熊野町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について
- 日程第 4 議案第 21 号 専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告及び承認について
- 日程第 5 議案第 22 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び熊野町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 6 議案第 23 号 熊野町税条例の一部を改正する条例案について

日程第 7 議案第 24 号 熊野町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案について

日程第 8 議案第 25 号 平成 26 年度熊野町一般会計補正予算（第 1 号）について

日程第 9 農業委員会委員の推薦について

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

（開会 9 時 30 分）

○議長（馬上） おはようございます。

ただいまの出席議員は 13 名です。定足数に達していますので、ただいまから会議を再開いたします。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） これより日程第 1、報告第 4 号、繰越明許費繰越計算書（一般会計）について、報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 報告第 4 号、繰越明許費繰越計算書につきまして、御説明申し上げます。

3 月議会において平成 25 年度熊野町一般会計補正予算（第 4 号）で議決をいただいた繰越明許費につきましては、合計 8,665 万 1,000 円の予算を平成 26 年度に繰り越しいたしました。

繰越事業の内容は、五反田橋のかけかえ工事を行う（国庫）橋梁維持修繕事業、地震時における学校施設の安全対策として、第二小学校体育館の天井落下防止対策を行う小学校大規模改造事業、東中学校普通教室棟の耐震補強を行う中学校大規模改造事業でございます。これらは、国の平成 25 年度補正予算による交付金等を財源として実施するものでございます。

明細は別紙「繰越計算書」のとおりでございますので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告をさせていただきます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 報告に対する質問はありませんか。

藤本議員。

〇7番（藤本） 済みません、今の五反田橋の件ですけど、これは完成はもう決定してる時期でいいんですか。

〇議長（馬上） 森本建設部長。

〇建設部長（森本） 7月末ということで、今工事を進めております。けたはもう渡しておりますので、あとはけたを締める横締めと申しますが、横に締めて、地覆と申しまして、欄干のつく台をつけて、欄干をつけて、7月末には供用開始ということで今頑張っております。

以上でございます。

〇議長（馬上） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

〇議長（馬上） 以上で報告を終わります。

〇議長（馬上） これより日程第2、報告第5号、一般財団法人筆の里振興事業団の経営状況について、報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。

町長。

〇町長（三村） 報告第5号、一般財団法人筆の里振興事業団の経営状況につきまして、御説明申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき経営状況を説明するもので、お手元にお配りしております別紙のとおりでございます。

概要といたしましては、まず平成26年度の事業計画では、事業の課題と重点目標のほか、「猪熊弦一郎展」、「やなせたかしワールド」、「開館20周年記念特別展、日本の書と筆の宇宙」などの展示事業を初めとする、各事業の内容並びに収支予算書を掲載しております。



○議長（馬上） 石井総務部参事。

~~~~~○~~~~~

○総務部参事（石井） 資料の18ページになろうかと思いますが、非営利事業のほうの損益計算書でございます。中段あたりに営業費用のところがございます、売り上げ原価の下に人件費と記載がございます。決算額が3,269万260円でございます。これにつきましては、セレクトショップの商品の紹介、あるいは販売、それから工房の中で事務所の中で収益的事業に従事している職員の人件費のトータルでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（荒瀧） 内訳はわかりませんか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 石井総務部参事。

~~~~~○~~~~~

○総務部参事（石井） 詳細な資料につきまして、どういった内訳と申しますと。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（荒瀧） この人数、女性がどこにおられるか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 石井総務部参事。

~~~~~○~~~~~

○総務部参事（石井） 収益事業のほうでございますけれども、町内に商品の集配をいたします集配センターがございます。そちらのほうに臨時の職員が2名、それからアッセのほうに4名、銀座店のほうに4名、東京に1名、渋谷のほうに在住いたしております。それから、財団の事務所のほうに、収益事業にかかわっている職員が3名ほどございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~  
○5番（荒瀧） そのうち女性は何名ぐらいおられますか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（馬上） 石井総務部参事。

~~~~~○~~~~~  
○総務部参事（石井） 収益事業に従事しております職員は全員女性でございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~  
○議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~  
○5番（荒瀧） 今、政府もあれですが、女性の雇用関係を変えようという動きになっておりまして、働きやすい環境に変えていかなくちゃいけないだろうと思うんですが、今これ14名おられます。概略計算があれですが、200万円までは行ってないか。それぞれ臨時の方と正規の方で大体どのぐらいの年間所得といいますか、支払額がありますか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（馬上） 石井総務部参事。

~~~~~○~~~~~  
○総務部参事（石井） プロパーの職員、これも年齢とか経験年数によっても異なりますけれども、一般の財団のプロパー職員の場合、年収が該当の女性は恐らく300万円程度だと思います。それから、あと販売もしくは熊野筆の紹介に従事しております職員といいますのは、これはいわゆる所得税で103万円以下を希望されている方とか、あるいは東京あたりですと単価が高いというふうなこともございまして、町内で働いていらっしゃる方は100万円前後の方も多いと思います。それから、広島駅のビルに従事しておりますものは250万円ぐらいだと思います、年収が。東京もやはり250万円から300万円ぐらいの間ではないかというふうに思っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~  
○議長（馬上） 荒瀧議員。





○議長（馬上） 藤本議員。

○7番（藤本） 昨日来から2億の利益がどうしたこうしたという話の中で、これよく損益計算書、物販なんかを見ますと、要するに税引き前の当期純利益マイナス251万4,558円と、こういうことになってるわけですね。これは私の言ってることは間違ってますか。

○議長（馬上） 石井総務部参事。

○総務部参事（石井） 御指摘のとおりでございます。昨年度はセレクトショップ本店のリニューアルですとか、あとホームページのリニューアルですとか、あるいはパッケージ関係のリニューアルとか、そういった一過性の支出が、いわゆる熊野筆のブランド化を推進するために、あるいは熊野筆の情報発信、PRの事業費が、ちょっと一過性ですけども重なったということでございます。

先ほどの売掛金でございますが、今、売り上げは例えば銀座店等でございますと約7割から8割ぐらいがカードで、本店のほうも半分、それからアッセに至っては6割ぐらいがカード決済と、その売掛金の残額だと思いますが、また詳細につきましては資料をお持ちいたします。

以上でございます。

○議長（馬上） 藤本議員。

○7番（藤本） それじゃあ、また違う話で、この18ページのほうで要するに予算額でいえば2億1,550万円からの予算の中で、決算額が2億2,800万何がしということですが、これはよく見ますと、もともとゼロというふうに書かれてる旅費、交通費であるとか、修繕費であるとか、こういう予算組みというのを最初からされるというのは、これはないものが後から出てきたからこういうふうになったんですか。それとももともと考えてなかったんですかね。

○議長（馬上） 石井総務部参事。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○総務部参事（石井） 25年度からちょっと会計の基準といいますか、いわゆる勘定科目の整理をいたしておりまして、その関係でこうした決算額になっております。特に、想定してないということではございません。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 藤本議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○7番（藤本） せっかくこうして2億2,600万円の売り上げがある中で、この物販の部分に関してもそうなんですけど、要するに267万円の赤字ということですよ。この赤字に対して、今後、どのように26年度以降、物販に対する売り上げを伸ばされるんかなというところ。

それから、先ほど来出ている、人件費を上げて喜んでいただくようなところまで考えれば、これを上げてしまうと、逆にまだ赤字がふえていくような状況になるわけですが、この対策というのは当然お考えいただいているわけですよ。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 石井総務部参事。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○総務部参事（石井） 先ほども御説明申し上げましたが、25年度決算につきましては、本店のリニューアルですとか、あるいはホームページのリニューアルですとか、それから3店舗のパッケージ等を統一をしたという形で、デザインの費用ですとか、そういった包装紙の製作費ですとか、そういったものが多大に発生し、一過性でございますけれども267万円の欠損ということになってございます。

ただ、これにつきましては今年度に入りましてからはそういった臨時的な支出はございませんので、収支のほうにつきましては、適正に改善されるものと考えております。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（馬上） 以上で報告を終わります。

〇議長（馬上） これより日程第3、議案第20号、専決処分した熊野町税条例及び熊野町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の報告及び承認についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長（三村） 議案第20号、専決処分した熊野町税条例及び熊野町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の報告及び承認につきまして、御説明申し上げます。

専決処分しました熊野町税条例に関する一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が平成26年3月31日に公布、翌4月1日から施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものでございます。

主な改正内容は、法人町民税の税率の引き下げ、軽自動車税の税率の引き上げです。

詳細につきましては、税務課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〇議長（馬上） 貞永税務課長。

〇税務課長（貞永） それでは、専決処分した熊野町税条例及び熊野町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布、4月1日から施行されたことなどにより、3月31日において関係条文の改正が必要となったものでございます。

お手元の資料1をごらんください。

まず、1の主な改正内容の（1）法人町民税関係の改正、法人町民税の法人税割の税率の引き下げですが、全国の自治体における地域間の税源の偏りを是正し、地方自治体の財政力格差の縮小を図るため、国税として、法人税額を課税標準とする税率4.4%の地方法人税を創設し、地方交付税の原資とされることに伴い、法人町民税の税率を12.3%から9.7%に引き下げるものでございます。

次に、（2）軽自動車税関係の改正（第82条第2項、附則第16条等）でございま

すが、平成26年の税制改革大綱において、負担の公平の観点から見て、著しい不均衡があるようなものについて、その是正を図ることによって税収を確保するという観点の一つとして、自動車税と比べて軽自動車税の負担水準の適正化を図る必要があるとの議論がなされ、今回、税率を引き上げることになったものでございます。

まず、原動機付自転車・二輪車の軽自動車税につきましては、現行の課税額から約1.5倍（最低2,000円）に引き上げるものでございます。具体的には、原動機付自転車の50cc以下のものが1,000円から2,000円に、50ccを超え90cc以下が1,200円から2,000円に、90ccを超え125cc以下が1,600円から2,400円に、二輪車の125ccを超え250cc以下のものが2,400円から3,600円に、250ccを超えるものが4,000円から6,000円に、三輪以上のものが2,500円から3,700円になります。

また、この増額は、平成27年以降の毎年4月1日時点で登録している車両が対象となります。

次に、三輪車・軽四輪車の軽自動車税ですが、軽四輪車のうち自家用車は1.5倍、その他のものは1.25倍に引き上げるものでございます。

具体的には、三輪車が3,100円から3,900円に、四輪車の自家用乗用車は7,200円から1万800円に、営業用乗用車が5,500円から6,900円に、自家用貨物車が4,000円から5,000円に、営業用貨物車が3,000円から3,800円になります。

また、この増額は、平成27年4月1日以降に新規車両検査を受けた車両が対象となります。

次に、軽自動車等の経年車重課についてですが、現在の自動車税と同様、より一層の地球温暖化防止の観点から買いかえの促進を図るため、古い車両に対しては20%から約70%の重課を導入するものでございます。

具体的には、三輪車が3,100円または3,900円から4,600円に、四輪の自家用乗用車が7,200円または1万800円から1万2,900円に、営業用乗用車が5,500円または6,900円から8,200円に、自家用貨物車が4,000円または5,000円から6,000円に、営業用貨物車が3,000円または3,800円から4,500円になります。

また、この重課は、原則、平成28年度以降、毎年4月1日時点で最初の新規検査の

月から13年以上経過した車両が対象となります。

続いて、2、その他の改正につきましては、法人税法において外国法人に係る申告納付制度が規定されることに伴う所要の改正、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例についての適用期限の3年間延長、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する減額措置の導入でございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第20号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第20号については原案のとおり承認されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） これより日程第4、議案第21号、専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告及び承認についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第21号、専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告及び承認につきまして、御説明申し上げます。

専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布、翌4月1日から施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものでご

ざいます。

主な改正内容は、課税限度額の引き上げ及び減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更でございます。

詳細につきましては、税務課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~〇~~~~~

〇議長（馬上） 貞永税務課長。

~~~~~〇~~~~~

〇税務課長（貞永） それでは、専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、説明を申し上げます。

お手元の資料2をごらんください。

まず、1の改正の趣旨ですが、今回の改正は、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る保険税軽減の拡充でございます。

2の改正内容、（1）第2条、課税額、課税限度額の引き上げでございますが、国民健康保険税は、医療費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の三つの区分に分かれ、それぞれ所得割、資産割、均等割、平等割の税率で計算し、それらの合計額を課税額としております。今回の改正は、そのうち後期高齢者支援金等課税額の課税限度額、所得が幾らであろうとこの額以上の課税額にはならないという上限額でございますが、現行の14万円から16万円に、介護納付金課税額の課税限度額を現行の12万円から14万円にそれぞれ2万円引き上げるもので、国民健康保険税全体の最高額が、現行の77万円から81万円になるものでございます。

次に、（2）国民健康保険税の減額でございますが、現在、低所得世帯に対する救済措置として、国民健康保険税のうち世帯の所得や人数に応じて世帯ごとに課する均等割と資格者1人ごとに課する平等割部分について、それぞれ2割、5割、7割軽減する減額措置を行っております。今回、その軽減判定につきまして、2割、5割軽減できる対象範囲を拡大するものでございます。5割軽減につきましては、軽減判定所得の算定における被保険者数に世帯主を含めることとし、2割軽減につきましては、被保険者に乗すべき金額を35万円から45万円に引き上げるものでございます。

下段に示しましたイメージ図で説明しますと、5割軽減につきましては、従来より24万5,000円高い所得の方までが軽減を受けられ、2割軽減につきましては、世帯

内の被保険者等の数に10万円を掛けて得られた額を加算した所得の方までが軽減を受けられることとなり、結果、軽減を受けられる対象者が拡大するものでございます。

次に、施行期日でございますが、この改正は平成26年4月1日から施行されました。以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

山野議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（山野） この軽減措置に対する措置対象世帯というのは、どのぐらいあるのでしょうかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 貞永税務課長。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（貞永） 26年度、ことしのものについてはまだ課税計算ができていませんので、25年度の実績で申しますと、7割軽減が936世帯、5割軽減が192世帯、2割軽減が581世帯となっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 山野議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（山野） 均等割の分の値上げに対しては、これは26年度の分からですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 貞永税務課長。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（貞永） 今回の拡大については、26年度分から拡大ということになっております。

~~~~~○~~~~~

○10番（山野） 今出している節符、まだ来てない。だから6月か7月に来る節符から値上げなんですか。

〇議長（馬上） 貞永税務課長。

〇税務課長（貞永） 新しいもの、26年度については7月中旬に送付するということになりすけども、今述べたのは25年度ですので、これより世帯がふえるということになりますので、結果的には課税額が引き下がるということになるかと思えます。

以上です。

〇議長（馬上） 藤本議員。

〇7番（藤本） まだ予算の中ではその数字は反映されていないんですね、減額になったりしている分に関しては、予算書の中では当然。

〇議長（馬上） 貞永税務課長。

〇税務課長（貞永） 議員御指摘のとおり、予算をつくったときにはこの制度については考慮しておりませんので、国民健康保険税が若干下がる可能性はあります。

以上です。

〇議長（馬上） よろしいですか。

（「質疑なし」の声あり）

〇議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

〇議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第21号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第21号については原案のとおり承認されました。



〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） これより日程第5、議案第22号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び熊野町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 議案第22号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び熊野町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において、規定されている字句の修正が行われたことに伴い、条例中で使用している字句についても所要の改正を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第22号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第22号については原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） これより日程第6、議案第23号、熊野町税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第23号、熊野町税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が本年4月1日から施行されたことに伴う税条例の所要の改正につきまして、先ほどの専決処分をすべきとされているもの以外で、本町が独自に定めるべき事項につきまして提出させていただくものでございます。

主な改正内容は、小型特殊自動車の軽自動車税の引き上げと固定資産税の課税標準の特例です。

詳細につきましては、税務課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 貞永税務課長。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（貞永） それでは、熊野町税条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律及び同法施行令等の改正に伴い、熊野町税条例の所要の改正のうち、町が独自に定めなければならない事項について御審議いただくものでございます。

お手元の資料4をごらんください。

まず、1の軽自動車税関係の改正（第82条第2号）でございます。先ほどの専決処分した税条例の改正では、地方税法の改正に合わせて、原動機付自転車・二輪車、四輪軽自動車の軽自動車税の税率の引き上げについて御審議いただいたところでございますが、今回は市町村が独自に定めるべきとされている小型特殊自動車につきまして引き上げるものでございます。

今回、国からは、小型特殊自動車の税率について、軽自動車税の税率の改正と均衡を失しないように適切な見直しを行うよう要請があり、周辺自治体も同様の改正が行われるものと確認しております。

具体的には、小型特殊自動車のうち農耕作業用のものが1,600円から2,400円に、その他のものが4,700円から5,900円になります。また、この増額は、平成27年以降の毎年4月1日時点で登録している車両が対象となります。

次に、2、固定資産税関係の改正（附則第10条の2）でございますが、地域決定型地方税制措置、いわゆる「わがまち特例」の拡大でございますが、従来、地方税法で定めていた償却資産の課税標準の特例を、各自治体の自主性、自立性を高めるため、各自治体の条例で特例を定めるようになったものでございまして、現在、町では下水道の除外施設の特例を定めております。

まず、今回、法から条例に移行するものとしたしましては、第1項の汚水処理または廃液処理施設では、特例率を3分の1とし、対象となる施設は金属メッキ工場の排水処理施設でございます。

第2項の大気汚染防止法の指定物質廃止抑制施設では、特例率を2分の1とし、対象となる施設はテトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置でございます。

第3項の土壌汚染物対策法の特定有害物質排出抑制施設では、特例率を2分の1とし、対象となる施設はフッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置でございます。

なお、これらの特例につきましては、適用期限が27年度まで2年間延長されました。

次に、特例の対象として新設するものでございますが、第5項の浸水防止用施設につきましては、特例率を3分の2とし、水防法で定める浸水想定区域内に、平成26年4月1日から29年3月31日までに設置・取得した浸水防止用設備、例えば止水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機が対象となります。また、この特例は5年間の限定でございます。

次に、第6項のノンフロン製品、いわゆる自然冷媒を利用した業務用冷凍・冷蔵庫につきましては、特例率を4分の3とし、平成26年4月1日から29年3月31日までに設置・取得した設備、例えばCO₂ショーケース、空気冷凍システムが対象となります。この特例は3年間の限定でございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。



で、河川の水が入ってくる可能性があります。それを入らないようにするために防水壁、もしくは入ってきたものを今度はくみ上げて排出するというようなポンプを設置するということが建築基準法が決まっているということになっております。それを設置しやすくするために、多額の費用が要するというので、税制面からは償却資産に対する課税標準額を下げて設置を促すというような制度ということになっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 山野議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（山野） 例えば川のそばで地下に部屋なりをしようと思って、そこへ防水壁をした場合にそういう対象になるということですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 貞永税務課長。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（貞永） 国のほうの省令で、不特定多数のものだというふうなことでありますので、個人の家でつくるということではなくて、地下街、地下通路というようなものをつくった場合というふうに想定されております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（沖田） 「法で定める」から「条例で定める」に移行とあるのですけれども、これは法で定めていたときに比べてどのくらい変わっているのか。なぜこの特例率を3分の1、2分の1に決められたのか。それぞれの適用期限を2年間延長されたのはなぜなのか、お答えください。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 貞永税務課長。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（貞永） 今回、法で定めるものが条例で定めるものに移行という部分につきましては、特例率については国のほうが、上から言いますと3分の1、2分の1、2分

の1というふうになっておりますけど、これを参酌して各自治体のほうが定めてくださいということで、今回、国のほうと全く同じということです。課税の特例としては法から条例に変わっても、割合は変わっておりません。

延長期限につきましては、これは国のほうが延長をするという法令をつくりましたので、延長という形で、町のほうが独自に2年延長するわけではございません。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） よろしいですか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第23号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第23号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） これより日程第7、議案第24号、熊野町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第24号、熊野町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、川角三丁目地区・呉地三丁目地区地区計画を都市計画決定したことに伴い改正するものでございます。

詳細につきましては、建設部長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 熊野町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、お手元の資料、33ページからの資料5により説明をいたします。

1、改正の趣旨としましては、4月22日に川角三丁目地区、呉地三丁目地区の地区計画を都市計画決定いたしました。これに伴い、この計画に盛り込まれている地区内の建築物制限を条例の別表に追加するものでございます。この地区計画の範囲は、次ページの位置図に示しております部分でございます。

それでは、当該区域の建築制限の概要について御説明いたします。

33ページの3をごらんください。

基本的には、川角三丁目地区・呉地三丁目地区の建築制限は、隣接する第1種住居地域の建築制限と同様ですが、地区の特徴としては、良好な住環境形成のため建築できないものを追加していること、ゆとりあるまちづくりのため、敷地の最低限度を定めたことです。

(1)の建築物の用途制限ですが、第1種住居地域に建築してはならないものに加え、この地区内にはさらに神社、寺院、教会、ホテルまたは旅館、自動車教習所なども建築できません。なお、35ページに建築物の用途制限の概要の表を添付しておりますので御参照ください。

次に33ページ、3の(2)容積率の最高限度は、10分の20、200%、また、(3)の建蔽率の最高限度は10分の6、60%です。

続きまして(4)の敷地面積の最低限度は、派出所、集会所などの一部公益施設を除いて、165平米、50坪としております。

(5)の壁面線の位置は制限を定めておりません。

次の(6)の高さの制限は、道路や隣地等の斜線制限を定めており、これらは第1種住居地域と全く同じ制限内容です。

最後に(7)垣またはさくの構造についても、この地区では制限を定めておりません。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

荒瀧議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○5番（荒瀧） きょうは南田先生がおられんもんですから、私が近所に住んでおるもので、経験談も踏まえて御質問いたします。

私が今55、きょうは誕生日でございますので56になるんですが、過去、3回程度、豪雨のときにここは冠水しております。そうなりますと、多分私の記憶で、防災センターにも写真があったと思います。あの当時、20センチ程度覆っております。

そういう状態を考えますときに、この地区の大変重要な説明事項になろうと思うんですね、宅建業的にもですね。このあたりの町の情報開示はどういうふうにされてらっしゃいますか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 森本建設部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○建設部長（森本） 情報開示と申しますか、過去そのような事項があったということは私も承知をしておりますが、地区計画自体が地域の方から計画をお出しいただいて、それを審査をして都市計画区域内に入れるというのが趣旨でございますので、地域主導型といいますか、地域で計画を定めて、我々の土地をこのようにしたいということで地区計画をお出しいただくわけでございますから、そこらのことは地域主導ということで、地域の方はわかっていただいておりますんじゃないかというふうに思います。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 荒瀧議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○5番（荒瀧） 想定としますと、戸建ての住宅なんかも可能性が高いですね。

ハザードマップというのがあります。この中ではこの地区はどういうふうに表示してありますか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

う何もできない、土地の所有者の方が何とかしたいということで、地元主導と、私さっき言ったかと思うんですが、それをもちまして地区計画を地元の方から町に申請が上がります。これは事前協議を含めての話ですが、その内容について、町と県とで協議をして、広さ、今言われたことなどいろいろ協議をして、適正と認められる場合には、県のほうから、これは町の都市計画審議会に先にかけてくださいということで、町の都市計画審議会にかけて、計画決定。その後には今度は県へ通知ということになろうかと思いません。

ただ、これに関しましては住宅を建築する確認はまた別個の話でございますので、一応その土地の調整区域から市街化区域に編入すると、自分の土地の土地利用計画を立てるという意味でございますので、この段階においては町の都市計画審議会のみでございます。それを県に通知をいたします。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（荒瀧） 趣旨は、やはり地元重視というのはよくわかるんですが、やっぱり素人の方がされてらっしゃる。この先例でいえば多分店舗のあたりもその計画の中でつくられたと思うんですが、あのときはディベロッパーが多分ついてます。今回の場合はどうなのかという点では、随分やっぱり心配でございまして、それは土地が化けるわけですから、欲と二輪であろうかとも思います。それは非常に評価はかわるわけです。

というのは、都市計画区域によって100%の例の・・・住専、今ので容積率が2倍違うということは、当然地価の評価が違うわけですね。かなりいい200%というのは恵まれておると。皇帝ハイツよりも恵まれた用途地域になってると思うんですが。

ただ、その中で町が独自にできるとすれば、地価を上げられる、評価が上がるということになるんですね。独自にいけばもう少し容積率を上げてもいい土地ではないかと。さっき申しましたように災害の問題もありますので、横断的にちょっと見るセクションを町として、やっぱり定住型であり、若い人に住んでいただいて、私も農業委員をさせていただいてますから、このエリアの中に介護施設の申請も出ておるのも知っております。そのあたりも踏まえて、事業主に対して損害を与えないような視点を、横軸で持つ仕組みも町のためになると思うんですが、どうでしょうか。

金 474万2,000円の減でございます。

次に、歳出予算について御説明します。

商工費の商工振興費では、ことし10月に、フランス・パリで開催される広島フェアに、海外での熊野筆ブランドの価値向上を図るため、広島県から参加の依頼があり、実行委員会加入に伴う負担金20万円を増額するものであります。

なお、当初予算に計上した観光費のうち、筆の里工房開館20周年を記念して実施する、地域の芸術環境づくり事業「日本の書と筆の宇宙」の企画展が宝くじコミュニティ助成の採択を受けたため、500万円の財源更正を行うものであります。

次の教育費、社会教育費では、宝くじコミュニティ助成金を財源とした地域コミュニティ活動に必要な物品を取得するための経費235万8,000円の増額でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

山野議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（山野） 熊野町老人クラブ連合会補助金235万8,000円というのは、これは新たに何か事業をされるんでしょうか、ちょっと教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 中村生涯学習課長。

~~~~~○~~~~~

○生涯学習課長（中村） 老人クラブ連合会の補助金につきましては、例年9月に町民文化祭を開催しておりまして、そのときにパネルが重たくて組みにくいということで、キヤスターつきのパネルを購入してほしいという御要望がありました。そして、宝くじコミュニティ助成金に応募したところ採択されまして、30客のキヤスターつきを助成金で購入するものでございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 山野議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（山野） 一応町民会館の備品となるんですか。それとも熊野町老人クラブの、

これはもうこれ以上使っちゃいけないとか言われるとまたちょっと困るんですけど、その辺はきちっと。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 中村生涯学習課長。

~~~~~○~~~~~

○生涯学習課長（中村） これにつきましては、老人クラブと文書で約束を取り交わしまして、町民会館で保管するかわりにほかの団体も自由に利用して構わないという文書を取り交わしたいと思っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） ほかにありませんか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（沖田） 今の展示用の移動式パネルなんですけども、新しく買われたものを町民会館に保管するという事なんですけど、今まで使われていたパネルは処分するという事ですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 中村生涯学習課長。

~~~~~○~~~~~

○生涯学習課長（中村） 現在のパネルにつきましては、ほかの、今まで足りなかったとかがございますので、保存して有効活用したいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（荒瀧） ことしはヨーロッパが大変な年でございます、ノルマンディーがあったり、第一次世界大戦が100年でございます、パリに行くという。

前、パリに筆で書く文字というのをやられたことがありますよね。かなり、きのうはキャロラインの話を申しましたが、市場というのはすごく伸びる可能性が私は信じておりました、ぜひ実行したいと思っておるんですけど、これは職員の方、どなたか派遣され

るような予定はないんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 時光商工観光課長。

~~~~~○~~~~~

○商工観光課長（時光） この広島フェア・イン・フランスのことだと思いますが、こちらにつきましては、まず実行委員会がこれから立ち上がりまして、その中で内容をいろいろ話し合うということになっております。その状況を見ながら、参加については検討させていただきたいというふうに考えております。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（荒瀧） 例の前の様子はわかってらっしゃいませんか。前にパリに出ています。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 内田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） 確かに、以前に横文字で書ける筆をとということで、商工会主催の中で行かれたということで、筆事業者さん方も、若い職員も組んで多く行かれたということは聞いております。その程度しか、申しわけありません、わかっておりません。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（荒瀧） これは町長さん、ぜひ職員の派遣もですが、商工会と連携されまして、種が植えてあるんです。これを何度も何度も繰り返しても世界じゅうに情報発信するチャンスですから、人材も育ちます。前向きに御検討いただきたいんですが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 荒瀧議員の言われるのは、商工会が何年前かちょっと忘れたんですが、私も委員の1人でございました。ジェットロだったと思うんですが、そこから補助金を受

けて。これは町は経由してないはずなんですが、商工会がジェットロから補助金を受けて海外で筆というものを広めようという事業でございました。その中に横文字の書ける書道筆。そして、書道筆の普及から、結局、化粧筆の普及がメインになったんですが、そういう経緯がございます。

ただ、今回は広島県からぜひとも、県の商工労働局でございますが、県内全域の市町村に声をかけたわけではなくて、やはり県の商工労働局としてはやはり広島県の産品を代表するのは熊の筆、海外ですね。特に化粧筆、私としては化粧筆でございますが、そういった観点から実行委員会に参加してくれと、出店してくれということでございます。

職員の派遣でございますが、私が出向いてもよろしいですが、そんなことを言うてはいけないですが、今回は県の初めての試みでございますので、この試みが継続するようなことがあれば、ちょっと費用もかなりかかりますので、一回は様子を見させていただきたいと思います。20万円の支出を組ませていただきましたが、そういった意味で御了解いただきたいと思います。今回はちょっと職員の派遣までは考えておりません。

以上です。

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） よろしいですか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第25号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第25号については原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） これより日程第9、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本件につきましては、農業委員会等に関する法律第12条第2号に基づく議会推薦に係る農業委員の任期が、平成26年7月19日をもって満了になるため、平成26年5

月20日付で、町長より推薦されるよう通知が来ておりますので、議会から推薦を行いたいと思います。

お諮りいたします。議会から推薦する農業委員については3人としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議会から推薦する農業委員については、3人とすることに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。議会から推薦を行う3人の農業委員については、議長において推薦することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議会から推薦を行う3人の農業委員については、議長において推薦することといたします。

議会から推薦による農業委員は3人とし、中原議員、荒瀧議員、民法議員、以上の方を推薦したいと思います。

1人目、初めに中原議員の推薦について採決します。地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、中原議員の退場を求めます。

(中原議員 退場)

○議長(馬上) お諮りいたします。中原議員を、農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、中原議員を農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

中原議員の入場を求めます。

(中原議員 入場・着席)

○議長(馬上) 中原議員に申し上げます。ただいま農業委員会委員の推薦が決まりましたので、報告いたします。

2人目、次に、荒瀧議員の推薦について採決します。地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、荒瀧議員の退場を求めます。

(荒瀧議員 退場)

○議長(馬上) お諮りいたします。荒瀧議員を、農業委員会委員に推薦することに御異

議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、荒瀧議員を、農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

荒瀧議員の入場を求めます。

(荒瀧議員 入場・着席)

○議長(馬上) 荒瀧議員に申し上げます。ただいま、農業委員会委員の推薦が決まりましたので、報告いたします。

○5番(荒瀧) ありがとうございます。全身全霊で熊野の農業の可能性を・・・。

○議長(馬上) 頑張ってください。

3人目です。次に、民法議員の推薦についてを採決します。地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、民法議員の退場を求めます。

(民法議員 退場)

○議長(馬上) お諮りいたします。民法議員を、農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、民法議員を、農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

民法議員の入場を求めます。

(民法議員 入場・着席)

○議長(馬上) 民法議員に申し上げます。ただいま、農業委員会委員の推薦が決まりましたので、御報告いたします。

○4番(民法) どうもありがとうございました。

○議長(馬上) 頑張ってください。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、本日はこれにて散会といたします。

御苦労さまでございました。

(散会 10時51分)

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員